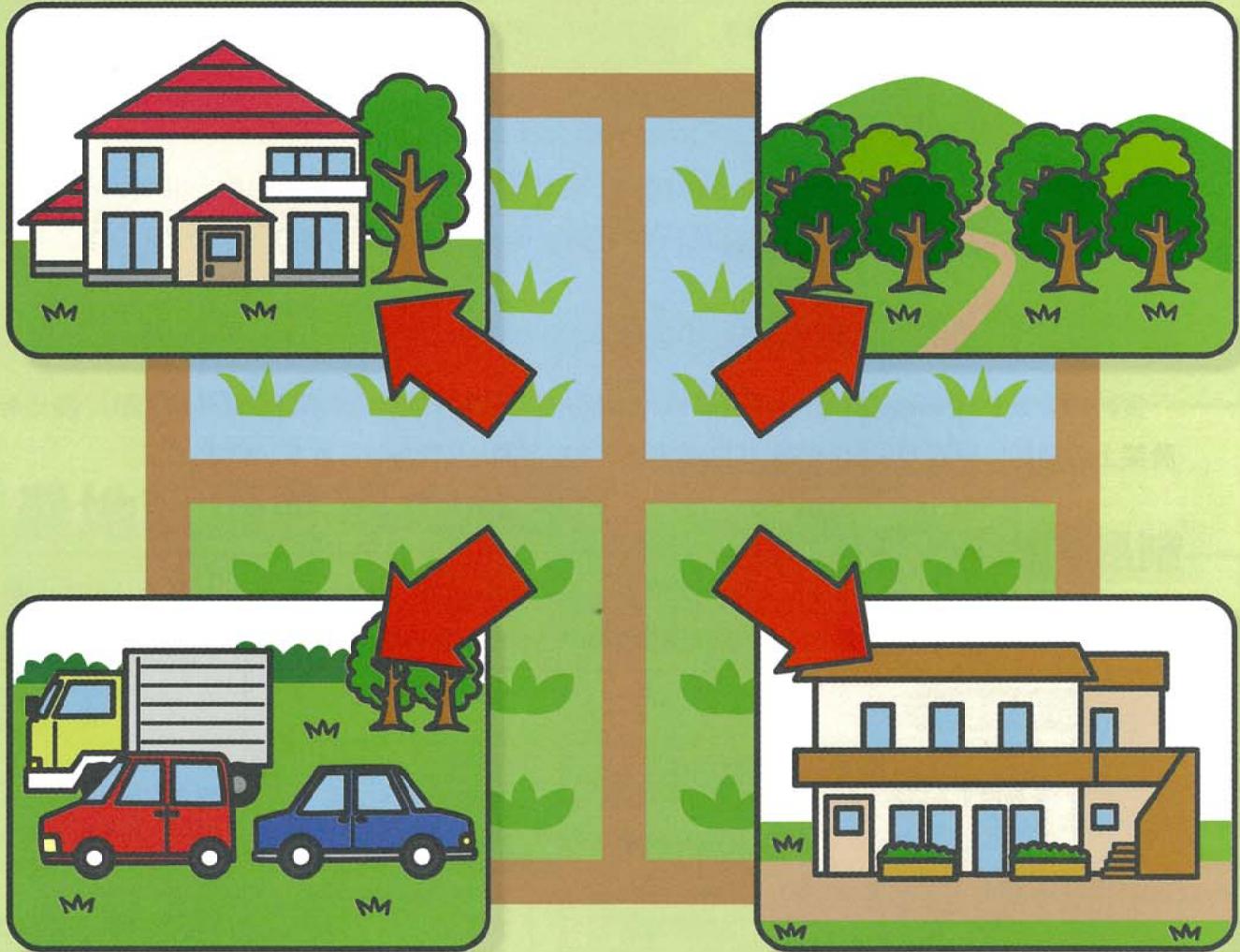


# 農地を**転用**するときは 農地法の**許可**が必要です



- 農地は、大切な食料の供給基盤です
- 一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用を防止し、農地制度に基づいて転用を行う必要があります
- 農地法の許可なく転用した場合や許可された通りに転用しなかった場合には罰則があります
- 農地転用の許可基準や手続き方法については市町村農業委員会にご相談ください
- みんなで優良な農地を守るため違反転用を見つけた場合は農業委員会へ通報してください

# 農地を転用する場合には、農地法による手続きを！

農地を転用する場合には、農地法の許可が必要ですが、許可を受けないで行われる、いわゆる「違反転用」が後を絶ちません。

農業者をはじめ、開発などに携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、法令遵守に努める必要があります。



## 農地転用とは

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林等農地以外の用地に転換することです。なお、農地を一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります。

## 農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

## 制度の内容

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合
4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用を行う者（農地所有者）	都道府県知事 農地が4haを超える場合には、農林水産大臣（地域整備法 <sup>*</sup> に基づく場合を除く）	国、都道府県が転用する場合や市町村が土地収用法対象事業のために転用する場合等（学校、社会福祉施設、病院、庁舎または宿舎のための転用を除く）
5条	農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合	売主（農地所有者）と 買主（転用事業者）		

(注1) 2haを超え4ha以下の農地の転用を都道府県知事が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされています。

(注2) 農地転用許可事務等が都道府県から市町村に権限委譲され、市町村から農業委員会に事務委任されている場合があります。

\*地域整備法：農工法、リゾート法、多極分散法、地方拠点法

## 市街化区域内の農地転用

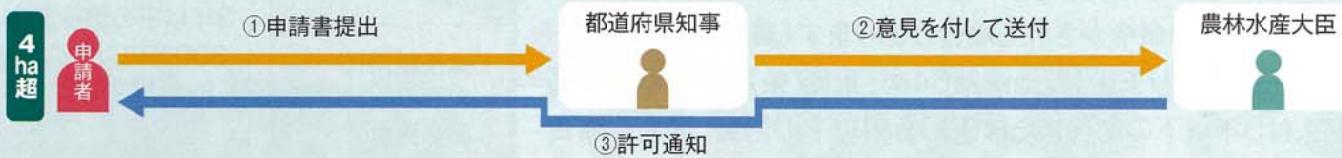
市街化区域内の農地転用にあっては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可を要しないこととなっています。

# 農地転用許可等の手続き

転用面積が4ha以下にあっては農業委員会を経由して都道府県知事へ、4haを超える場合にあっては都道府県知事を経由して農林水産大臣(地方農政局長等)に許可申請書を提出します。

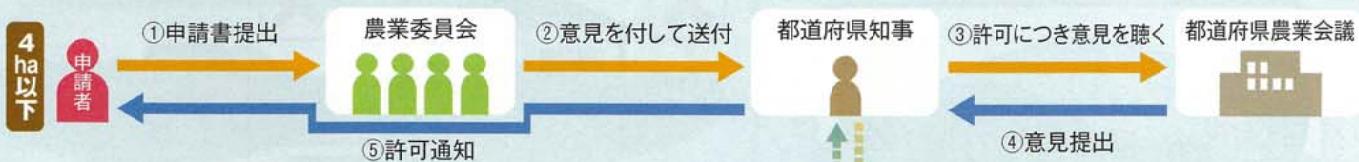
## 市街化区域外

### ●農林水産大臣許可の場合

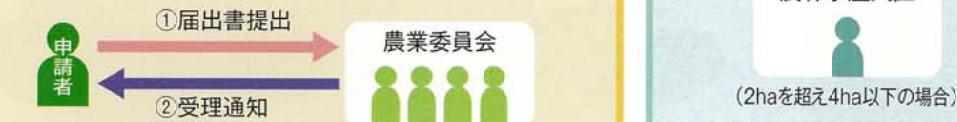


### ●都道府県知事許可の場合

(市町村に権限委譲が行われ、市町村から農業委員会に事務委任されている場合(全国で約320市町村)は農業委員会が許可をします。)



### 市街化区域内 → 市町村農業委員会への届出



# 農地転用許可の基準

市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準(農地区分)と一般基準により転用の可否が判断されます。

## 立地基準

農地区分	要件	許可の方針
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内の ●農業公共投資後8年以内の農地 ●集団農地で高性能農業機械での営農が可能な農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等公益性の高い事業(第1種農地の場合を更に限定)の用に供する場合等は許可
第1種農地	●集団農地(10ha以上) ●農業公共投資対象農地 ●生産力の高い農地	原則不許可 ただし、土地収用法対象事業等公益性の高い事業の用に供する場合等は許可
第2種農地	●農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 ●市街地として発展する可能性のある農地	第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	●都市的整備がされた区域内の農地 ●市街地にある農地	原則許可

## 一般基準(主なもの)

事業実施の確実性	●資力と信用があるか ●転用の妨げとなる権利を有する者の同意があるか ●遅滞なく転用されるか ●他法令による許認可が得られる見込みがあるか ほか
被害防除	●土砂の流出・崩壊等災害を発生させる心配がないか ●周辺の営農条件に支障がないか ほか
一時転用	●一時転用後、耕作されることが確実か ●所有権以外の権利設定か



違反転用したり、許可どおりに転用しなかったら…

# 原状回復等の命令、罰則の適用があります。

- 許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）。
- 罰則の適用もあります（農地法第64条、第67条）。違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

①違反転用

②違反転用における原状回復命令違反

3年以下の懲役または  
300万円以下の罰金  
(法人は1億円以下の罰金)



\*自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会にご相談ください。

## 相談と違反転用の通報はお近くの農業委員会に

農地転用の許可申請の受付は、市町村の農業委員会で行っています（4haを超える農地転用の場合は都道府県知事）。転用についての手続きや疑問は、まず農業委員会に相談してください。

※なお、農地転用に関する相談や苦情については、国（農林水産省、地方農政局等）に相談窓口が開設されており、都道府県（農地・農振担当部局）でも相談ができます。

- ▶農地に関する相談・転用についての手続きや疑問
- ▶違反転用（例：廃棄物の不法投棄）の連絡・相談

